

判決概要① (R2.3.12 仙台高裁判決)

| 1. 第一審の概要 | |
|---------------|---|
| 判決日 | 平成 30 年 3 月 22 日 |
| 裁判所 | 福島地方裁判所いわき支部 |
| 裁判官 | [裁判長裁判官] 島村典男、[裁判官] 葛西功洋、中村雅人 |
| 一番原告らの請求内容の概要 | <p>南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、川内村等に居住していた原告ら（216 名※）が、本件事故により、財産的損害を被ったほか、避難生活を余儀なくされ、また、地域社会が喪失・変容したことによって精神的損害を被ったと主張して、被告東電に対し、主位的に民法 709 条に、予備的に原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項に基づき、慰謝料等の損害賠償金の支払いを求めた事案。</p> <p>※（出典）地裁判決正本における「第 2 章 事案の概要＞第 2 節 前提事実＞1 当事者等」</p> |
| 2. 控訴審の概要 | |
| 判決日 | 令和 2 年 3 月 12 日 |
| 裁判所 | 仙台高等裁判所（第 2 民事部） |
| 裁判官 | [裁判長裁判官] 小林久起、[裁判官] 杉浦正典、松川まゆみ |
| 判決の概要（損害論） | <p>○被侵害利益ないし損害額（慰謝料額）の算定方法について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（原告らが主張する）包括的平穏生活権の侵害による損害の評価に当たっては、被告東電が避難期間に応じた賠償を行っていることを踏まえ、裁判所においても相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料（避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失または変容による慰謝料）について検討するのが合理的として、 <ul style="list-style-type: none"> ①避難を余儀なくされた避難慰謝料 ②避難生活の継続による慰謝料 ③故郷の喪失又は変容による慰謝料 <p>に分けた類型的な慰謝料を算定（P24～）。</p> <p>○損害額（慰謝料額）について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、本件事故時の旧居住地ごとに <ul style="list-style-type: none"> ①帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域について、①150 万円、②850 万円、③600 万円、合計 1600 万円（P26～） ②双葉町、大熊町を除く旧居住制限区域又は避難指示解除準備について、①150 万円、②850 万円、③100 万円、合計 1100 万円（P26～） ③緊急時避難準備区域について、①70 万円、②180 万円、③50 万円、合計 300 万円（P26～） ・一部の原告については、個人ごとの具体的事情を勘案して別途算出（P30～）。 |

3. 最高裁決定の概要

| | |
|------------------------|---|
| 決定日 | 令和4年3月7日 |
| 裁判所 | 最高裁判所（第三小法廷） |
| 裁判官 | [裁判長裁判官] 林道晴、[裁判官] 戸倉三郎、宇賀克也、長嶺安政、渡邊恵理子 |
| 決定の内容 （上告/上告受理申し立て） | [東電] 棄却/不受理 [原告] 棄却/不受理 |